

第 1888 回 定例研究会報告要旨（5月8日）

諸外国における農産物セーフガード 措置発動の現状と方向

勝又 健太郎

1. セーフガードとは

セーフガード（SG）とは、ある製品の輸入急増の影響により、輸入品と同種のまたは直接競合する産品を生産する国内産業に重大な損害またはそのおそれが生じた場合に、その損害を防止・救済するために緊急的にとられる輸入制限措置（関税引上げ、輸入数量制限）である。SG はガット創設以来規定されているが、ウルグアイ・ラウンド交渉の結果、SG 協定が発効し、発動条件等が明確化され、輸出自主規制等の「灰色措置」が禁止された。

2. SG の発動状況

1980 年から 2002 年 3 月までの 5 年間毎の発動件数は、SG 協定発効（95 年）前後で減少（23 → 15 → 12 件）から増加（16 → 29 件）に転じた。国別の発動の割合は、SG 協定発効前の全 150 件のうち豪州、米国、カナダ、EC で約 4 分の 3 であったが、協定発効後は、インド、チリ、アルゼンチン、エジプト、チェコなど協定発効前には発動しなかったり、殆ど発動しなかった国の割合が増加した。また、米国は依然として割合が高いが、豪州、カナダ、EC の発動はない。SG 協定発効後を年別でみると調査・発動件数ともに 2000 年にかけて増加傾向である。また、農産物と鉱工業製品の発動事例を比較すると、前者の方が、発動手段がより数量管理的（輸入数量制限や関税割当）事例、期間がより長期の事例の割合が高い。

3. 農産物 SG に関する発動条件の運用

農産物関係では、SG 協定発効後から今年 3 月まで 11 ヶ国が 17 件を本発動した。発動条件（輸入急増 国内産業の重大な損害等 両者の因果関係の立証）の運用に関する WTO パネル・上級委での処理事例について

の主な議論と非処理事例の実態は以下の通り。

（1）**輸入急増**：米国による小麦グルテンの輸入に対する措置について、輸入増加（輸入量が直近 2 年間で約 1.4 倍）が急増に該当するかどうか議論され、本ケースの輸入増加が「十分に直近、突然、急激、相当」であり協定適合的とされた。非処理事例の中には、調査期間中に輸入が大幅に減少している時期があるものや直近に減少しているものもある。

（2）**国内産業**：米国のラム肉の輸入に対する措置について、その範囲の捉え方が議論され、国内産業とは「同種の又は直接に競合する産品の生産者」であるので、同種の産品をラム肉と認定した米国が、国内産業にラム肉（加工品）生産者だけでなく子羊（原材料）生産者を含めた点が協定違反とされた。非処理事例では、輸入品が加工品である豚肉、粉乳、砂糖、食用植物油であるものが、同様に原材料生産者を国内産業に含めている。

（3）**重大な損害**：韓国の混合粉乳、米国の小麦グルテンとラム肉の輸入に対する措置について、その決定方法が議論され、SG 協定に列挙する損害評価の指標を全て評価することが必要であるが、韓国の事例では、評価指標のうち「操業度」と「生産性」が評価されていない点、「損益」評価が合理的説明となっていない点、米国の事例では、小麦グルテン措置は「損益」評価が、ラム肉措置は「価格」評価が合理的な説明となっていない点が協定違反とされた。非処理事例の殆どが指標の評価に欠落が見られその多くが「操業度」と「生産性」という指標に関してである。

（4）**因果関係**：米国の小麦グルテンとラム肉の輸入に対する措置について、輸入増加以外の要因が同時に損害を与えている場合が議論され、因果関係の立証ではその他の要因による損害の影響と輸入増加による影響を分離する必要があるが、分離に関して説明がない点が協定違反とされた。非処理事例はその他の要因について無認識か影響を認めていない。